

日バス協第309号
令和2年9月23日

国土交通省・総務省・警察庁・厚生労働省
(単名各通)

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一
都市交通委員長 井波 洋
地方交通委員長 斉藤 薫
環境対策委員長 塩川 耕士

令和3年度政府予算編成等（バス対策関係）に関する要望について

平素より、バス事業について格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

乗合バスは、地域の方々の移動手段として重要な役割を果たしております。加えて、東日本大震災等自然災害時における代替輸送の活躍等、日常生活を支え、欠かすことのできない公共交通機関であります。しかしながら、地方部においては過疎化と少子高齢化の進展により旅客が年々減少傾向にある。特に今年は、コロナウイルス災禍により、大変厳しい経営状況になっております。そのほか、都市部においては交通渋滞によりバスの定時性の確保が難しくなる等サービスが悪化しております。

このような状況の中、高速バス及び貸切バスにおきましても、訪日外国人旅行者への対応をはじめ地域経済の活性化に貢献するため、安全で快適な輸送サービスの提供が重要な課題となっており、且つ、交通バリアフリー対策及び環境対策の拡充にも取り組むことが課題となっております。また、軽井沢でのスキーバス事故を踏まえた安全対策の充実も求められております。

一方で、地域住民の生活の足を確保するため運転者不足への対応も課題となっております。

このような課題への対応が求められている状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、バス事業は未曾有の危機的状況に陥っております。このような状況が続くと地方においては多くのバス事業者が廃業や倒産となる危惧も現実味を帯びてきています。

つきましては、地方のバス事業者の存続を担保するとともに、バスが利用者のニーズに応えてその役割を果たし、事業の健全な発展を図るために特段のコロナ対策を講じて頂き、地域経済を早期に回復させるための補正予算の編成と令和3年度予算編成において、下記事項の実現について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



記

I. 総合政策局関係・自動車局関係・観光庁関係

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症により、バス事業は未曾有の危機的状況に陥っており、貸切バスは3月以降、今日もなお運送収入が対前年比約9割減と、ほとんど稼働のない状態が続いており、乗合バスも外出自粛や在宅勤務の拡大等により、地方部のみならず大都市部においても大きな影響を受け、全国的に前年に比べて運送収入が約3割減少となっている。また、県境を越える移動自粛により高速バスも大幅減収となっている。

このように大幅な減収となり、赤字となる事業者も生じている実態を考慮し、地方創生臨時交付金の更なる拡充をお願いしたい。また、バス事業の感染防止対策や需要喚起策をはじめとする支援措置を引き続き講じていただきたい。さらに、今後もバス事業者が公共交通機関としてその役割を果たしていくために、感染防止対策の徹底、新しい生活様式を踏まえたバスの利便性向上及び事業の一層の効率化を進めつつ、それでもなお利用者への負担をお願いせざるを得ない場合には、国による指導・支援をお願いしたい。

2. 地域公共交通維持のための予算の確保

(1) 「地域公共交通確保維持改善事業」予算の大幅な増額

コロナ災禍による大変厳しい経営状況の中、バスが地域住民の足としてその役割を引き続き果たしていけるよう、生活交通バス路線（地域間系統・地域内系統）の確保維持について、最優先の課題として所要の予算を確保していただきたい。特に、地域間系統の補助制度については、バス事業者が経営効率化に最大限努力している実情をご勘案の上、現行補助制度を堅持していただきたい。

(2) 東日本大震災被災地域及び熊本地震被災地域におけるバス交通の維持・施設復旧等
東日本大震災被災地域及び熊本地震被災地域については、引き続き、特別措置の継続、充実をしていただきたい。

また、大規模な自然災害による被災地域に対する支援措置の充実をお願いしたい。

3. 地域公共交通政策の見直しについて

法定協議会の役割強化、地域公共交通計画作成の努力義務化及び乗合バス運行費補助との連動化等の新たな施策の展開にあたっては、地方公共団体が地域における実態を踏まえて取組みを進めるよう国による支援をお願いしたい。

4. 安全対策のさらなる推進

- (1) バス事業における事故防止及び被害軽減を図るため、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム、過労運転防止機器等に係る支援措置を拡充していただきたい。
- (2) バス車両についても、自動運転技術などの先進安全自動車に関する技術開発を推進していただきたい。
- (3) 軽井沢でのスキーバス事故を踏まえた安全対策の取組を進めるとともに、事業監査、事業更新制、貸切バス適正化機関の巡回指導を通じ、悪質事業者の早期退出など実効ある対策を推進していただきたい。また、貸切バス適正化機関の巡回指導に関して、優良事業者の軽減措置の早期導入等一層の効率化が図られるよう国による指導・支援をお願いしたい。さらに、公的助成も含めた運営のあり方の見直しを進めていただきたい。
- (4) バス停の一層の安全性の確保が求められていることから、これに対する支援措置を講じていただきたい。

5. バス輸送サービスの改善、効率化

(1) バリアフリーの推進

バリアフリー法の改正を踏まえ移動円滑化を推進するため、ノンステップバス、リフト付バス等の導入促進、乗降に必要な設備の整備に対する予算の大幅な増額及びバスターミナル等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進を図っていただきたい。

空港アクセスバスに係るリフト付きバス等の導入を促進するための仕組みの検討にあたっては、実態を踏まえた実効あるバリアフリー化を進める観点から、支援措置の拡充を行っていただきたい。

(2) バスの利用促進のための次の施策に必要な予算の確保をしていただきたい。

① BRT (Bus Rapid Transit・連節バス等)、バス専用レーン、公共車両優先信号システムの整備を推進していただきたい。また、連節バスなどの車両の導入に係る関連法規制を緩和していただきたい。

② パークアンドバスライドの推進

(3) 高速バスに係る諸制約の見直し

高速バスのネットワーク拡充のため、経営判断による柔軟な路線展開が可能となるよう、諸制約の見直しを引き続き実施していただきたい。特に、事故後の服喪期間の取扱については、バス業界全体の問題として見直ししていただきたい。

(4) 訪日外国人旅行者へのサービス向上の取組み

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律を踏まえ、多言語対応の施設整備、ICカード、バスロケーションシステムの導入、WiFi等の導入及びこれらの通信費等の運用経費についても、支援していただきたい。

また、新型コロナウイルスの発生により、2021年に開催が延期となった東京オリンピック・パラリンピックに向けて、リフト付バス等のバリアフリー化の推進を支援していただきたい。

(5) IT技術の活用

MaaSをはじめ、IT技術の活用による新たな輸送サービスの開発を支援していただきたい。また、バス停の時刻表のデジタル化を進めるため、スマートバス停等について支援していただきたい。

6. バス事業の環境対策の推進

- (1) バス事業者における環境対策の促進を図るため、ハイブリッドバス、CNGバス、燃料電池バス、電気バス等環境対応バスの導入のための支援措置を拡充していただきたい。
- (2) 低燃費車、NOx・PM規制対応車両等環境対応バスの技術開発、普及促進のための支援措置を拡充していただきたい。

7. バス運転者の確保対策等の推進

- (1) バス事業については、運転者不足の中で運行便数や路線の縮小など厳しい状況が生じている。運転者の採用、定着、女性運転者の活用、また、運転者の待遇改善を進めるために、各種支援措置の拡充や制度の見直しをしていただきたい。
- (2) 若年運転者の確保等のため、安全を前提に大型二種免許の取得要件緩和を早期に実現していただきたい。
- (3) 運転者の労働時間等の改善基準告示の見直し、運用に当たっては、安全の確保とともに生産性の向上に配慮していただきたい。
- (4) 運転者確保のため、外国人材の活用について、現行制度の拡充をお願いしたい。
- (5) 自動運転バスの開発やこの実現に向けた先進安全自動車(ASV)の技術開発を推進していただきたい。

Ⅱ. 道路局関係・都市局関係

1. 道路整備及び道路改良に係る予算の確保

- ① バスの運行にとって最も重要なインフラである道路ネットワークの整備と老朽化対策を推進していただくとともに、災害時でも安定的な人流の確保に向けた高速道路の4車線化等やダブルネットワークの構築をしていただきたい。
- ② バスタ新宿と同様に、地域活性化に貢献するバスターミナル等の拠点整備を推進していただきたい。
- ③ 交差点改良、立体交差化等の交通安全・渋滞対策を強化していただきたい。
- ④ 近年の自然災害等を踏まえ、道路等の防災対策を強化していただきたい。
- ⑤ 電柱の地下埋設等の車線拡幅を行なって頂きたい。

2. バス輸送サービス改善のための次の施策について推進していただきたい。

- ① BRT (Bus Rapid Transit・連節ノンステップバス) の導入促進及び連節バスなどの車両の導入に係る関連法規制の緩和
- ② 駅前広場・バスターミナルの整備など交通ターミナルの機能強化
- ③ パークアンドバスライドの整備
- ④ ハイグレードバス停・バスベイの整備・乗継バス停の整備
- ⑤ 低床バリアフリー車両と道路改良との連携
- ⑥ バスレーンのカラー舗装

3. モーダルコネクトの強化

「バスを中心とした道路施策」における以下の取組みについて、着実に推進・実現していただきたい。

- ① バス情報基盤の強化
- ② スマートランジットシステムの構築
- ③ 集約型交通ターミナルの戦略的な整備
- ④ SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備
- ⑤ 地域バス停（高速BS、道の駅、地域の路線バス停）のリノベーションの推進

4. 高速道路料金施策の延長等

高速バスおよび空港連絡バスに係る道路料金について、その公共性にかんがみ、都市高速道路を含め、引き続き特段の負担軽減措置を堅持していただきたい。また、高速道路料金の大口・多頻度割引の最大5割引を引き続き継続していただきたい。

一般車まで対象とした割引は渋滞を助長させるものであり、バスの定時性低下を招き、信頼性を失いかねないため、一般車を含めた一律の割引は自粛していただきたい。

記

1. 生活交通確保のための財政措置の大幅拡充

バス事業は、地域住民の生活の足として大きな役割を果たしておりますが、過疎化の進展や学生の減少などにより厳しい経営状況に置かれております。

このため、地方公共団体によりバス輸送の維持、確保等のための「生活交通確保対策」が講じられ、これに要する経費に対して、所要の特別地方交付税措置が手当されております。厳しい経営の中で、引き続きバス事業が地域の方々の身近な足として、地方創生の中で重要な役割を果たしていけるよう、事業者の要請に適切に応える形で、特別交付税措置の大幅拡充を図っていただきたい。

2. 地方公共団体に対する指導助言

地方公共団体は生活交通の確保に重要な役割を担うことが期待されております。地域公共交通活性化再生法の改正を受けて、地方公共団体がバス事業者と連携、協力の下で、バス路線の再編整理など効率的な地域公共交通網の維持改善について積極的に取り組むよう、適切にご指導助言をしていただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症により各地におけるバス事業者は大きな影響を受けており、バス事業者の事業継続の観点から、地方公共団体による支援を充実・強化するようご指導をお願いしたい。

記

1. バスの走行環境改善等のための施策の拡充

バスの走行環境改善やBRT（Bus Rapid Transit・連節ノンステップバス）導入促進を図るため、公共車両優先システム（PTPS）、車両運行管理システム（MOCS）、バス専用・優先レーン、中央線変移システム、バス優先の信号制御等各種施策の拡充を図っていただきたい。

2. バスの定時・安全走行のための取締りの強化等

バス専用・優先レーンの設定、幹線道路や駅周辺及びバス停付近における違法駐車取締りや、自転車対策等の推進により、バスの定時性確保及び事故防止に十分な効果が発揮されるようにしていただきたい。

3. 大型第二種運転免許制度の見直し

若年運転者の確保等のため、安全を前提に大型二種免許の取得要件緩和を早期に実現していただきたい。

記

1. 大型二種免許取得についての支援措置の拡充

バス運転者が不足し、公共交通としての役割を果たしていくことに支障を生じていること、また、バス業界は地域における重要な雇用の受け皿ともなることから、大型二種免許の取得についての支援措置の拡充をお願いいたします。

具体的には、教育訓練給付金及びキャリアアップ助成金・人材開発支援助成金の制度について、申請手続きの簡素化等、より使い勝手の良いものにするとともに、その予算の拡充をお願いいたします。

2. 働き方改革に伴う所要の見直しについて

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）については、乗合バス事業、貸切バス事業それぞれの乗務実態に応じ、効率的な運用が可能となるよう必要な見直しをお願いいたします。また、運用に当たっては、安全の確保とともに生産性の向上に配慮していただきたい。

3. 雇用調整助成金の特別措置の期限延長について

新型コロナウイルス感染症により、バス事業は未曾有の危機的状況に陥っており、貸切バスは3月以降、今日もなお運送収入が対前年比約9割減と、ほとんど稼働のない状態が続いており、乗合バスも外出自粛や在宅勤務の拡大等の影響を受け、前年に比べて運送収入が約3割減少となっております。

これを雇用調整助成金の特例措置等の政府・与党のご支援により、かろうじて事業を継続し雇用を維持している状況にあります。

こうした中、雇用調整助成金のバス事業に対する特例措置については、12月まで期限が延長されているところではありますが、さらなる同一条件での長期間にわたる期限延長により、安定的な制度としていただきますようお願いいたします。